

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務
②事務の概要	都道府県は難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、国の定める難病の患者に対し、医療費助成及び要支援者証明事業を行っている。難病法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 特定医療費の支給認定 2 変更申請の認定 3 健康保険との給付の調整 4 指定難病要支援者の証明
③システムの名称	公費負担医療情報管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
難病医療患者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 第131の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第71条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	（情報照会） ●番号法第19条第8号 別表第131の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条、同条の表第158の項、第160条 （情報提供） ●番号法第19条第8号 別表第131の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条、同条の表第14、18、42、77、80、113、125、144、161の項、第16条、第20条、第44条、第79条、第82条、第115条、第127条、第146条、第163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療介護部がん感染症疾病対策課
②所属長の役職名	保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病等助成係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3267
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー提供時には、記載された番号に誤りがないか、マイナンバーカードや住民票等で確認を行っている。また、マイナンバー記載書類はその他書類と別に保管し、保存年限に従い確実に廃棄を行っている。 ・マイナンバーと事務情報の紐づけに当たっては、当該マイナンバーに係る4情報又は住所を含む3情報と突合し、真正性を確認している。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8 〕 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報ファイルを取り扱う機器は執務室で管理し、施錠等により盗難防止対策を行うと共に、アクセス権限の付与により業務担当者以外の利用ができないような措置を行っている。また、特定個人情報ファイルの滅失や毀損が発生した場合に備え、日次のバックアップ措置を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報/3.個人番号の利用/法令上の根拠	別表第一の第96の項	別表第一の第98の項	事前	
平成28年12月27日	I 関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の第118の項	(情報照会)番号法第19条第7号、別表第二の第119の項、(情報提供)番号法第19条第7号、別表第二の第26、56の2、87の項	事前	
平成28年12月27日	I 関連情報/5.評価実施機関における担当部署/②所属長	保健医療介護部健康増進課長 白石 博昭	保健医療介護部健康増進課長 岩本 治也	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報/3.個人番号の利用/法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項、別表第一の第98の項	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)別表第一 第98の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第71条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	I 関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7号、別表第二の第120の項、(情報提供) 番号法第19条第7号、別表第二の第26、56の2、87の項	(情報照会) ●番号法別表第二 第119の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3 ●番号法第19条第8号 (情報提供) ●番号法別表第二 第26、56の2、87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、第30条、第44条 ●番号法第19条第8号	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報/5.評価実施機関における担当部署/①部署	保健医療介護部健康増進課	保健医療介護部がん感染症疾病対策課	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報/5.評価実施機関における担当部署/②所属長	保健医療介護部健康増進課長 岩本 治也	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課長 福田 邦裕	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報/8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係	福岡県保健医療介護部 がん感染症疾病対策課難病対策係	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目/1.対象人数/評価対象の事務の対象人数は何人か/いつ時点の計数か	平成27年3月23日時点	平成29年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	Ⅱ しきい値判断項目／1.対象人数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	平成27年3月23日時点	平成29年12月1日時点	事後	
平成31年3月26日	I 関連情報/5.評価実施機関における担当部署/②所属長の役職名	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課長 福田 邦裕	保健医療介護部がん感染症疾病対策課長	事後	新様式への変更
平成31年3月26日	Ⅱ しきい値判断項目／1.対象人数／評価対象の事務の対象人数は何人が／いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月26日	Ⅱ しきい値判断項目／2.取扱者数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月26日	Ⅳリスク対策			事後	新様式への変更
令和2年2月14日	I 関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	(情報照会) ●番号法別表第二 第119の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3 ●番号法第19条第8号	(情報照会) ●番号法別表第二 第120の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3 ●番号法第19条第8号	事後	
令和2年2月14日	Ⅱ しきい値判断項目／1.対象人数／評価対象の事務の対象人数は何人が／いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	Ⅱ しきい値判断項目／2.取扱者数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和3年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目／1.対象人数／評価対象の事務の対象人数は何人か／いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目／2.取扱者数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和4年3月2日	Ⅱ しきい値判断項目／1.対象人数／評価対象の事務の対象人数は何人か／いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年3月2日	Ⅱ しきい値判断項目／2.取扱者数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和5年3月15日	Ⅰ 関連情報／7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	県民情報広報課公関係	県民情報広報課情報公関係	事後	
令和5年3月15日	Ⅱ しきい値判断項目／1.対象人数／評価対象の事務の対象人数は何人か／いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年3月15日	Ⅱ しきい値判断項目／2.取扱者数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月16日	表紙／評価書名	難病の患者に対する特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書	難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務	事前	
令和6年1月16日	表紙／個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	福岡県は、難病の患者に対する特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	福岡県は、難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事前	
令和6年1月16日	I 関連情報／1. 特定個人情報を取り扱う事務／①事務の名称	難病の患者に対する特定医療費の支給に関する事務	難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務	事前	
令和6年1月16日	I 関連情報／1. 特定個人情報を取り扱う事務／②事務の概要	都道府県は難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、国の定める難病の患者に対し、医療費助成を行っている。難病法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 特定医療費の支給認定 2 変更申請の認定 3 健康保険との給付の調整	都道府県は難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、国の定める難病の患者に対し、医療費助成を行っている。難病法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 特定医療費の支給認定 2 変更申請の認定 3 健康保険との給付の調整 4 指定難病要支援者の証明	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月16日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会) ●番号法別表第二 第120の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3 ●番号法第19条第8号 (情報提供) ●番号法別表第二 第26、56の2、87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、第30条、第44条 ●番号法第19条第8号	(情報照会) ●番号法別表第二 第120の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3 ●番号法第19条第8号 (情報提供) ●番号法別表第二 第11、14、26、55、56の2、79、87、108の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条、第10条、第19条、第29条、第30条、第42条、第44条、第55条 ●番号法第19条第8号	事前	
令和6年1月16日	II しきい値判断項目／1.対象人数／評価対象の事務の対象人数は何人が／いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	
令和6年1月16日	II しきい値判断項目／2.取扱者数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報			事後	新様式への変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 関連情報／1. 特定個人情報を取り扱う事務／②事務の概要	都道府県は難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、国の定める難病の患者に対し、医療費助成を行っている。難病法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 特定医療費の支給認定 2 変更申請の認定 3 健康保険との給付の調整 4 指定難病要支援者の証明	都道府県は難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、国の定める難病の患者に対し、医療費助成及び要支援者証明事業を行っている。難病法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 特定医療費の支給認定 2 変更申請の認定 3 健康保険との給付の調整 4 指定難病要支援者の証明	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報／3. 個人番号の利用/法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)別表第一 第98の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第71条	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 第131の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第71条	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会) ●番号法別表第二 第120の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3 ●番号法第19条第8号 (情報提供) ●番号法第別表第二 第11、14、26、55、56の2、79、87、108の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条、第10条、第19条、第29条、第30条、第42条、第44条、第55条 ●番号法第19条第8号	(情報照会) ●番号法第19条第8号 別表第131の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条、同条の表第158の項、第160条 (情報提供) ●番号法第19条第8号 別表第131の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条、同条の表第14、18、42、77、80、113、125、144、161の項、第16条、第20条、第44条、第79条、第82条、第115条、第127条、第146条、第163条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目／2.取扱者数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月17日	Ⅳリスク対策/8. 人手を介在させる作業		・マイナンバー提供時には、記載された番号に誤りがないか、マイナンバーカードや住民票等で確認を行っている。また、マイナンバー記載書類はその他書類と別に保管し、保存年限に従い確実に廃棄を行っている。 ・マイナンバーと事務情報の紐づけに当たっては、当該マイナンバーに係る4情報又は住所を含む3情報と突合し、真正性を確認している。	事後	新様式への変更
令和7年3月17日	Ⅳリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策		特定個人情報ファイルを取り扱う機器は執務室で管理し、施錠等により盗難防止対策を行うと共に、アクセス権限の付与により業務担当者以外の利用ができないような措置を行っている。また、特定個人情報ファイルの滅失や毀損が発生した場合に備え、日次のバックアップ措置を行っている。	事後	新様式への変更